

# ITO SHIMA CITY INFORMATION

**糸島市消費生活センター ☎(332) 2098**  
**一人で悩まずにご相談を**

問い合わせ ☎(332) 2098  
 相談日時 月～金曜日(土・日・祝日を除く)  
 9時～17時

**返済に困ったら相談**  
 借金のための借金はないことが鉄則です。返済に困つたら、すぐに相談窓口までご相談ください。消費生活センターは常時無料、

【借金に関する相談窓口】	連絡先
いとしま弁護士センター (福岡県弁護士会)	(321)4400
福岡県司法書士会福岡西相談センター	(852)7150
法テラス(日本司法支援センター)	050(3383)5501

  

【ヤミ金融に関する相談窓口】	連絡先
糸島警察署	(323)0110
ひこばえの会 (福岡クレジット・サラ金被害をなくす会)	(761)8475

**普段から気を付けよう**  
 こうした状況を防ぐためにも、普段から注意し、お金を借りる場合には、自分が返せる範囲内で借りるのが原則です。

また友人に頼まても安易に保証人を引き受けないようにします。

糸島市消費生活センターは常時無料、

**ヤミ金融にご注意を**  
 お金貸す業者の中には、国または県の登録を行っていない業者や違法な高利で貸す業者もいます。こういった悪質な業者(いわゆる「ヤミ金融」)は、暴力的でしつこい取り立てを行います。安易に借りてしまうと、大変なことになりますので、借りないようになります。

**すべての事業所が対象**  
 総務省では、平成24年2月1日現在で、「経済センサス活動調査」を実施します。対象は、全国すべての事業所。全産業分野の経済活動を明らかにする」とから、「経済の国勢調査」といえます。

**統計調査を一本化**  
 これまで実施していた事業所の調査(事業所・企業統計調査や商業統計調査など)を廃止もしくは中止し、経済センサスに統合。これにより、調査の精度は維持しながら、調査票などの記入の負担を軽減しています。

**回答をお願いします**  
 調査の趣旨や必要性をご理解いただき、調査への記入依頼を行います。



経済センサスキャラクター

**上下水道料金値上げに関するQ&A**

問い合わせ ☎(332) 2120  
 糸島市公式HPより [上下水道料金 値上げ](#) 検索

**なぜ、今回値上げなの?**  
 水道事業は、水道料金と補助金で運営していませんが、平成21年度以降、経営は赤字続きです。また、水道水を安定的に供給するため、平成25年度に福岡地区水道企業団からの受水量を増やしますが、この費用も約1億円かかります。水道事業の健全な運営を行うため、いく通りもの試算をしました。その結果、料金の値上げが必要と判断し、平均11.8%の値上げを行います。

下水道事業は、現在、収入が支出を上回っていて、健全な経営状況です。しかし、累積赤字はまだ解消されていません。また、平成32年度以降は、補助金が約3億円も減額されます。後年の市民負担を抑えるために、平均6.6%の値上げを行います。

**福岡市より高いけど?**  
 福岡市の水道料金体系は、一般家庭用の料金で、維持管理費を縮減してきました。また、効果的な整備計画の策定や工事費の「コスト縮減など、常に経費削減の努力を行っています。

**経費削減はしてきたの?**  
 窓口業務や施設管理の民間委託などで、維持管理費を縮減してきました。また、効果的な整備計画の策定や工事費の「コスト縮減など、常に経費削減の努力を行っています。

**使用料はどうなるの?**  
 井戸水を使っている家庭の下水道使用料は、居住している人数で排出する汚水量(認定汚水量)を決め、その量に応じて計算します(左表)。なお、今回は、認定汚水量の変更はありません。

世帯の人数	認定汚水量(2か月当たり)	使用料(2か月当たり)	
	現行	値上げ後	
1人	16m <sup>3</sup>	2,580円	2,770円
2人	30m <sup>3</sup>	4,660円	4,970円
3人	38m <sup>3</sup>	6,170円	6,570円
4人	46m <sup>3</sup>	7,680円	8,160円
5人	52m <sup>3</sup>	8,860円	9,410円
6人	58m <sup>3</sup>	10,120円	10,770円

**経済センサスを実施します**

問い合わせ ☎(332) 2061  
 糸島市公式HPより [経営センサス](#) 検索

**事業所に関する統計調査を一本化**  
 また、今回の調査は、経済活動への東日本大震災の影響を把握する唯一の調査となります。

**回答をお願いします**  
 1月中旬ごろ、県知事が任命する調査員が、市内すべての事業所を訪問し、調査の説明や調査票への記入依頼を行います。